

「特別警報」発令に伴う市の対応方針について

1. 県の対応方針

- 県立施設は、原則休館とする。
- 期間は、原則、9月3日(金)～9月16日(木)。
- ただし、既に予約済みのイベント(大会)については、主催者に対して、極力中止・延期等を要請することとし、中止・延期等の対応ができないものについては、感染防止対策を徹底した上で最小限の規模での開催を要請する。
(一般の方(個人)の利用は停止する)
- 市町村に対しては、県立施設と同様の対応について、検討を依頼する。



県の対応方針、施設の予約状況などを参考とし、市の対応方針は、次のとおりとする。

2. 市の対応方針

(1) 施設について

- ①市が所管する施設は、原則休館とする。
ただし、次の施設は除外する。
除外する施設：直売施設及び食堂施設
- ②期間は、原則、9月3日(金)～9月16日(木)。**【県の対応と同様】**
- ③ただし、既に予約済みのイベント(大会)や利用については、主催者又は利用者に対して、極力中止・延期等を要請することとし、中止・延期等の対応ができないものについては、感染防止対策を徹底した上で最小限の規模での開催、利用を要請する。**【県の対応に準じる】**
- ④既に予約済みのイベント開催や利用にあたっては、利用者名簿及び、本日(9/1)からの検温表の提出を依頼する。
- ⑤個人の利用は停止する(休館期間中の新たな予約は受けしない)。**【県の対応に準じる】**
- ⑥必要により休館に伴う補償(補助)を行う。

(2) イベント等について

- ①市が主催又は指定管理者等に委託するイベント等について、原則中止又は延期とする。
- ②市が共催、後援するイベントについては、主催者に対して、極力中止・延期等を要請することとし、中止・延期等の対応ができないものについては、感染防止対策を徹底した上で最小限の規模での開催を要請する。